

平成27年度 熊本大学工業会大分支部総会 式次第

日時：平成28年1月30日（土）18：30～

場所：レンブラントホテル大分 2階 久住の間

1. 開会の辞

2. 主催者挨拶

3. 事務局からの報告

4. 熊本大学の近況報告

工学部社会環境工学科教授（現 副工学部長）

みぞかみ しょうし
溝上 章志 先生

5. 来賓紹介

自然科学研究科 附属減災型社会システム実践研究教育センター客員教授

きたぞの よしと
北園 芳人 先生

----- 懇 親 会 -----

6. 乾杯

～ ～ 歓 談 ～ ～

5. 中締め

8. 閉会の辞

平成27年度 熊本大学工業会大分支部総会

【事務局からの報告事項】

1. 熊本大学工業会大分支部について

- ・熊本大学工業会大分支部会則について（別紙資料）

- ・大分支部の会員について

工業会から提供された名簿 . . . 752名

⇒現住所又は勤務先が大分県内 . . . 670名

＜郵送又はメールにて案内＞

⇒出欠の回答あり . . . 330名

＜今後、工業会大分支部会員として名簿管理＞

- ・会員の把握について

職場、同級生などへ会員への登録案内をお願いしたい

⇒工業会大分支部のメールアドレスへ連絡いただければ名簿へ追加

メールアドレス：kumadai.oita@gmail.com

(※今後の総会の案内、工業会からのお知らせ等は、原則メールにて行います)

2. 今後の大分支部総会の開催について

- ・大分支部会員相互の親睦及び研鑽を図るため、定期的開催したい

⇒「別紙－アンケート」へ開催に対する意見の記載をお願いしたい

（後日、上記のメールアドレスへ回答していただいても結構です）

⇒アンケート結果を踏まえて、後日、大分支部理事会にて検討

第11条 監事

監事は、理事会が会員中より選出するものとし、事業及び会計を監査する。

第12条 事務局長

支部長は、理事の中より、事務局長を任命する。事務局長は、会の日常の事務を掌理するものとする。

- 2 支部長は、会員より事務局員若干名を任命する。事務局員は事務局長の命を受け、日常の事務に従事する。

第13条 任期

役員任期は2年とし、再選を妨げない。

第14条 顧問

本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の目的に賛同する者のうちから、理事会に諮って支部長が委嘱し、主要事項について支部長の相談に応じる。

第15条 会計

本会の経費は、必要に応じ会員より会費を集め、これをもってあてる。

第16条 会計年度

本会の会計年度は、10月1日より翌年9月30日までとする。

第17条 雑則

本会則に規定するものを除く外、本会の運営に必要な事項は、支部長が理事会に諮り、これを決定する。

(附則)

本会則は、昭和42年 2月18日から施行する。

昭和43年11月10日 一部改正

昭和46年 7月17日 //

昭和55年 4月15日 //

昭和56年12月13日 //

平成15年11月15日 //

平成21年12月 9日 //

平成26年 1月29日 //

別 表

分会名	人員
県庁分会	
教職員分会	
梅林分会	
白津分会	
臨海分会	

部会名	人員	カラー
土木・環境建設工学（土木）部会		白
建築・環境建設工学（建築）部会		白
採治・鉱山・資源開発・冶金・金属・材料開発部会		赤
機械・生産機械部会		緑
電気・電気通信・電子・情報・電気情報部会		紫
工業化学・合成化学・応用化学部会		青

熊本大学工業会大分支部会則

第1条 名称及び目

本会は、熊本大学工業会大分支部と称し、会員相互の親睦と、研鑽を図り、併せて母校との関係を密接にすることを目的とする。

第2条 組織

本会は、次に掲げる者で、大分県在住の者をもって組織する。

- (1) 第五高等学校工学部を卒業した者
- (2) 熊本高等工業学校を卒業した者
- (3) 熊本工業専門学校を卒業した者
- (4) 熊本大学工学部を卒業した者
- (5) 前各号に掲げる学校、学部が付設された工業教員養成所及び選科等を卒業した者
- (6) 前各号に掲げる学校、学部縁故のある者で理事会の承認を受けた者

第3条 事務局

本会は、事務局をおく。

第4条 事業

本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦及び研鑽のための会合
- (2) その他必要と認める事業

第5条 運営

本会の事業遂行及び会員相互の意思疎通を図るため、理事会を設けるものとする。

第6条 理事会役員

本会に次の役員を置く。

支部長 1名 副支部長 2名 理事 若干名 監事 2名 事務局長 1名

第7条 支部長

支部長は、理事会が選出するものとし、本会を代表し会務を掌る。

第8条 副支部長

副支部長は、支部長が理事会に諮って指名するものとし、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代行する。

第9条 理事

理事は、別表の区分により、各分会、部会毎に当該所属の会員が互選する。

第10条 理事会

理事会は、支部長、副支部長及び理事を以て組織し、会の運営にあたり、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
 - (2) 会則の変更
 - (3) その他支部長が必要と認める事項
- 2 理事会は、必要に応じて支部長が招集し、その会議は、支部長が主催する。
 - 3 理事会は、理事の過半数をもって成立し、議事は、出席した理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、支部長の決するところによる。
 - 4 前項の事項にかかわらず、緊急又は軽易な事項については、書面による賛否を求め、理事の過半数をもって決することができる。

(別紙－アンケート)

熊本大学工業会大分支部の総会の開催について

学 科 名 : _____

卒 年 : _____

氏名 (任意) : _____

以下のアンケートについて、該当する欄に○をしてください。

問1. 今後も大分支部総会を定期的を開催した方が良いと思いますか。

はい ・ いいえ ・ どちらでも良い

問2. (問1で〔はい〕又は〔どちらでも良い〕と回答された方)
開催の頻度はどの程度が良いと思いますか。

毎 年 ・ 2～3年毎 ・ 5年程度毎 ・ その他()

問3. その他、総会の開催に対するご意見がありましたら記入してください。

